

「病児・病後児保育センター条例」新旧対照表

病児・病後児保育センター条例

第12条2項

旧	新(R2.4.1以降)
前項の使用料の額は、1人1日につき2,000円とする。	前項の使用料の額は、1人1日につき2,000円とする。 <u>ただし、市外に居住する使用者にあつては5,000円とする。</u>